

令和 8 年度
沖縄県委託訓練「調理師技能習得職業訓練 調理科」に係る
企画提案公募要領

令和 7 年 12 月

沖縄県立浦添職業能力開発校

**令和 8 年度 沖縄県委託訓練「調理師技能習得職業訓練 調理科」に係る
企画提案公募について**

1 公募目的

浦添職業能力開発校では、求職者又は中学校・高等学校卒業見込みの方などの就職を支援するため、外部委託訓練として調理科を設置し、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施している。

調理科の訓練は、日本料理、西洋料理、中国料理、琉球料理等の知識、技能、資格等を習得し、受講者の就職支援及び県内食産業等の発展に寄与することを目的としており、委託先候補については、公募により優れた訓練内容の提案を受けることで、地域社会のニーズに適した最良の訓練を実施できることから、企画提案により選定するものである。

<留意事項>

本公募は委託先候補として選定するものであり、令和 8 年度の沖縄県予算成立及び委託契約をもって正式な決定となるものである。

2 委託訓練の概要

(1) 訓練実施の趣旨

本訓練は、職業能力開発促進法第 15 条の 7 第 3 項に基づき、職業能力の開発及び向上について適切と認められた施設が浦添職業能力開発校に代わって公共の職業訓練を実施するものである。

よって、訓練受託先機関には、充実したカリキュラム、適切な施設、事務処理体制の下、求職者等の就職に繋がる職業訓練及び職業支援の実施が求められる。

(2) 令和 8 年度委託訓練実施計画

科 名	開講月	訓練期間	定 員
調 理 科	4 月	1 年	18 名

3 応募に関する要件等

(1) 応募要件

応募にあたっては、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 沖縄県内に事務所及び訓練施設を有する雇用保険事業所であり、県内において職業訓練を開講できるとともに、各種事務の的確な処理、個人情報管理など事業実施に必要な能力を有すること。
- ② 現在、調理師養成（高等課程）が実施され、1 年以上の経験を有している機関で、提案するカリキュラムが確実に実施できると認められる者
- ③ 都道府県税、消費税及び地方消費税に係る課税額が納付されていること。
- ④ 事務手続きに常時対応するための事務担当者を 1 名以上配置できること。

※事務担当者は講師との兼務不可

- ⑤ 就職支援に係る就職支援責任者を1名配置すること。就職支援責任者は、次のいずれかに該当する者が望ましい。

ただし、ジョブ・カードの作成支援ができるのは、次のア～ウのいずれかに該当する者及び職業能力開発促進法第30条の2に該当する者とする。

また、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングについては、次のア～ウのいずれかに該当する者が実施することとする。

ア キャリアコンサルタント(職業能力開発促進法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント)

イ キャリアコンサルティング技能士(1級又は2級)

ウ 職業能力開発促進法第28条第1項【参考1：9頁】に規定する職業訓練指導員免許を保有する者(ア～ウの該当者を以下「キャリアコンサルタント等」という。)

また、訓練実施日数のうち50%以上の日数は、当該訓練の就職支援責任者が当該訓練実施施設にて業務を行うこととする。

- ⑥ ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び能力評価について、キャリアコンサルタント等を1名以上配置し実施すること。委託先機関は、訓練期間中に3回以上行うことが望ましいが、実施に当たっては訓練生の意向等を踏まえつつ、効果的な就職支援となるよう適切な時期を選ぶこと。

なお、キャリアコンサルティングについて、通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声によりお互いにやりとりを行う等の同時かつ双方向に行われるもの(以下「オンライン」という。)によっても行うことができることとする。ただし、民間教育訓練期間において、通所の訓練に相当すると認められるもの及び【参考3：9頁】を満たすものに限る。

- ⑦ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ウ 沖縄県又は他の機関が行う委託訓練及び職業訓練に関し、偽りその他不正行為を行い、又は行おうとしたことが明らかになった場合、その不正に係る訓練の受託契約を締結した日から起算して3年間を経過していない者

エ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同第6号に掲げる暴力団員、及びそれらの利益となる活動を行う者。

オ その他、公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと県が判断した者

- ⑧ 事業の実施に当たって、個人情報の安全管理に必要な措置を講じる必要があるため、個人情報取扱特記事項(別添)を遵守できること。

(2) 選定対象からの除外

次の要件に該当した場合は、提出された提案は審査の対象から除外する。

- ① 提案書が提出期限までに提出されないとき。
- ② 提案書に虚偽の内容が記載されているとき。
- ③ 選定委員又は関係者に関し、選定に関する援助を直接的、間接的に求めたとき。
- ④ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。

(3) 訓練科の要件

訓練コースは、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 教科内容、施設・設備等の確保

ア 実施しようとする訓練の目標、カリキュラム等が、求職者の職業能力の開発及び

向上に真に資すると認められるものであること。

イ 訓練に必要な教室、設備等が、所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態にあること。

② 訓練の指導を担当する者の配置

講師は、次のいずれかに該当し、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。また、学科については概ね30人に1人、実技については15人を超える場合は2人以上の講師を配置すること。

ア 職業訓練指導員免許を有する者

イ 職業能力開発促進法第30条の2第2項【参考2(1)：9頁】の規定に該当する者

ウ 担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者

エ 学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断できる者。

③ 訓練内容・訓練コースの確認

ア 受講料は無料とすること。（受講者所有となる教科書、資格取得等に要する経費は本人の負担とする。）【参考2(2)：9頁】

また、追試験料について、本科生から徴収することとしている場合、追試験料を徴収する旨及び金額を訓練生募集時点で明示していれば、委託訓練生の負担とすることを可能とする。

イ 訓練分野の特性に応じ、基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムを設定すること。なお、業務上必要とされる電子機器等の操作を訓練において習得することでも差し支えないものであり、必ずしもPC等の操作をカリキュラムに盛り込むことを求めるものではない。

ウ 受講者の就職に資する就職支援の時間をカリキュラムに組み入れること（自己理解、職業意識、コミュニケーション能力、職場見学、職業人講話等）。

就職支援の設定時間に上限はないが、就職支援については重要事項であるため、実施先において、カリキュラムを検討のうえ設定すること。

エ 訓練終了1か月前～訓練終了日までの期間内（ただし、訓練終了直前での誘導は避けること）に、就職が決まっていない訓練生については、必ずハローワークへ誘導し、職業相談を受けさせること。（※訓練時間から除く扱いとなる）

<誘導の流れ>

○ 日別訓練計画表策定時に訓練終了1か月前～訓練終了日までの期間内（ただし、訓練終了直前での誘導は避けること）にハローワークへの誘導日を設定すること（誘導日は午後半日）。

※ 総訓練時間に影響がない程度に、複数日設定することも可。

※ 訓練生が訓練を欠席又は遅刻せずに安定所へ行くことができるよう配慮すること。

○ 訓練修了2か月ほど前に、ハローワークから委託先に誘導日についての確認。

※ 他の公的職業訓練（求職者支援訓練・機構の施設内訓練）との重複で変更となる場合が考えられる。その際は、ハローワークと調整のうえ誘導日を変更し、職業能力開発校へ速やかに変更届を提出すること。

○ 誘導日の2週間前までに委託先から誘導予定者の名簿を該当ハローワークへ送付。

※ 訓練生は原則登録したハローワークへ来所することとするが、遠距離等の事情がある場合は委託先近郊のハローワークへの来所でも可とする。

○ 誘導日3日前までにハローワークから委託先へ誘導時間について連絡。

○ 訓練生は設定されたハローワークへの誘導日に就職相談を行う。

4 受託機関が行う業務（協力業務含む。）

- (1) 受託機関は、職業訓練と就職支援の実施のほか、これに付随する以下の業務を行うこととする。
 - ① 受講者の出欠席の管理及び指導
 - ② 訓練の指導記録の作成及び提出
 - ③ 受講者の毎月の受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等、不備がないか確認し取りまとめた書類の提出
 - ④ 受講者の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理
 - ⑤ 受講者の中途退所に係る事務処理
 - ⑥ 災害発生時の連絡
 - ⑦ 訓練実施状況の把握及び報告
 - ⑧ 受講者の訓練修了の把握及び報告
 - ⑨ 受講者の能力習得状況の把握及び報告
 - ⑩ 受講者の就職状況の把握及び報告
（協力業務として修了1ヶ月後及び3ヶ月後の就職状況報告）
 - ⑪ ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施、ジョブ・カードの作成及び報告
 - ⑫ 訓練修了者及び就職の為の中退者への受講者アンケートに係る報告等
 - ⑬ 受講者の訓練に係る生活指導（例. 体調不良による欠席後や素行不良等のケア等）
 - ⑭ その他、沖縄県が必要と認める事項（連絡体制（様式10又は任意様式）の提出等）

5 訓練受講者の選考

- (1) 受託機関は、沖縄県の求めに応じ、受講生の選考（筆記試験及び面接試験により実施）及びその準備等に参加し、必要な協力を行うこと。
ただし、試験問題は沖縄県で準備することとする。
- (2) 受託機関は合格者の掲示及び合格者に対し必要書類の配布等、入校前の必要な手続きに関する協力を行うこと。

6 訓練科の概要

- (1) 訓練時間は週5日、1日5～6時間を標準として9:00から17:00までの間に任意で設定すること。原則として、土日祝祭日は休日とすること。また、週1日程度、月5日までの定期的な休校日の設定も可能とする。なお、1単位時間を45分以上60分未満とする場合は、当該1単位時間を1時間とみなし、1単位時間を90分とするものは当該1単位時間を2時間とみなす。また受託機関が行うジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングについては、訓練設定時間に含めて差し支えない。
- (2) 国家試験に関わるカリキュラム等が満たされるよう配置し、訓練期間1年を超えない範囲内で設定すること。

7 委託費の支払いについて

- (1) 委託費
訓練実施経費 単価上限 53,000円×受講者数×訓練月数【税抜き】
- (2) 委託費の支払い及び支払い時期
委託費は、受託機関の請求により、訓練の行われた期間について訓練終了後に支払われるものである。

(3) 委託費支払い対象月

委託費の額は訓練生1人につき訓練実施後1ヶ月毎に算定することとし、当該算定基礎月において、訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者を対象に委託費を算定し、受託機関に対して支払いを行う。（当該要件を満たす月について以下「支払対象月」という）。

算定基礎月を暦月毎に取り扱う事とし、また訓練期間中に夏季冬季等の休日がある場合、委託費の支払いにおいては当該休日を訓練受講した日とみなして取り扱う。

算定基礎月において、訓練設定時間の80%に相当する訓練を受講していない場合であっても、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間（中途退校した場合は退校までの期間）における訓練設定期間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払い対象月とする。

(4) 支払い方法の特例

上記に関わらず、必要に応じて3ヶ月を単位として、3ヶ月経過毎に支払いを行うことができるものとする。

この場合、3ヶ月の訓練実施後に支払い対象となる算定基礎月について、訓練の出席状況が確認できる書類を提出し、月毎に算定基準を満たしているかを確認した上で、支払対象月を対象に支払いを行う。

また、算定基礎月において訓練設定時間の80%に相当する訓練を受講していない場合であっても、3ヶ月を単位として当該3ヶ月における訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、当該3ヶ月全期間について支払対象月とする。この場合、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間による算定は行わないこととする。

8 提出方法等

(1) 提出書類

- ① 委託訓練企画提案書 【様式1】
- ② 法人及び施設等の概要 【様式2】
- ③ 委託訓練カリキュラム 【様式3】
- ④ 日別訓練計画表 【様式3別紙】
- ⑤ 訓練コース要素別点検表 【様式4】
- ⑥ 講師名簿及び使用教材等一覧表 【様式5】
- ⑦ 就職支援の概要 【様式6】
- ⑧ 職場見学等実施計画書 【任意様式（A4）】
※職場見学、職場実習、職場体験がある場合
- ⑨ 連絡体制 【任意様式（A4縦）】

<添付資料>

- 施設案内略図、教室等配置図 【任意様式、A4縦】
- 沖縄県の県税事務所が発行する県税（全税目）に係る納税証明書
（滞納がないことの証明書）
- 税務署が発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書
（未納がないことの証明書）
- 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）※法人の場合
- 申請者の本籍地市区町村長が発行する身分証明書 ※個人の場合
（禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことの証明）
- 法務局が発行する登記されていないことの証明書 ※個人の場合
（成年被後見人、被保佐人等に該当しないことの証明）
- 雇用保険適用事業所設置届けの写し
- 職業紹介事業の許可、届出を証明する書類の写し※該当する場合

- 直近2年間の実績として受講者数、就職者数
(正社員、契約、アルバイト等の内訳含む)を明記したもの【任意様式、A4縦】
- 講師の免許・資格に関する証明書の写し ※該当する場合
- キャリアコンサルタント等に係る登録証の写し
- 実施施設紹介パンフレット等
- その他、職業能力開発校が求める書類
- ※●印のものについては写しでも可(発行から3か月以内のもの)

(2) 提出・申請期限

調理師技能習得職業訓練 調理科：令和7年12月19日(金)17時迄
※期限厳守(期限を過ぎたものは受理できません)

(3) 提出部数、提出先

- ・ A4を基本として、6部提出
- ・ Excelデータ及びその他添付資料(添付資料については上記8(1)掲載順に1つのPDFデータにまとめて提出)
- ・ データ提出先 浦添職業能力開発校アドレス：xx053015@pref.okinawa.lg.jp
(浦添職業能力開発校 担当 山根・喜納)

※送付先の間違いに気を付けること。

※受領後2日以内(閉校日除く)に当校から受領確認メールを送付する。

確認メールの送付をもって受付完了とするので、万が一提出したにもかかわらず確認メールが来ない場合、電話にて担当まで連絡すること(沖縄県立浦添職業能力開発校 098-879-2560)。確認メールを受領していないにもかかわらず、当校への電話確認がなされないまま選定業務が進んだ場合、申請書の受理ができないことがあるので注意すること。

(4) 選定方法

提出された書類及び現地調査(調査日は後日連絡)に基づき以下の項目を審査し決定する。

- ① 訓練実績に関すること
- ② 設備、訓練環境に関すること
- ③ カリキュラム内容に関すること
- ④ 就職支援状況に関すること
- ⑤ 運営状況、事務処理に関すること

(5) その他

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

書類提出後の差し替えは認めません(当校が補正等を求める場合を除く)。

審査は非公開とし、審査の内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

9 委託先候補決定前後の業務の流れ

(1) 質問及び回答

質問期間

- ① 令和7年12月8日(月)～令和7年12月16日(火)

様式は任意(FAX：098-876-4400又はeメール：xx053015@pref.okinawa.lg.jp)

- ② 質問への回答

質問受付後随時回答を行う

- (2) 企画提案書提出期限
令和7年12月19日（金）17時迄
- (3) 現地調査（書類受付後日程調整のうえ随時行う）
- (4) 審査結果通知
令和7年12月26日（金）予定
- (5) 受講生募集
令和8年1月27日（火）～令和8年2月19日（木）予定
- (6) 選考試験（筆記及び面接試験）
日 程 令和8年2月27日（金）予定
試験会場 委託先候補機関
試験官は浦添職業能力開発校及び受託機関職員で配置する。
浦添職業能力開発校は合否を判定し合格者名簿を委託先へ送付。
- (7) 合格発表
令和8年3月6日（金）予定
浦添職業能力開発校HPに合格者受験番号掲載
受託機関にて合格者受験番号の張り出し及び合格者へ必要書類の配布。
- (8) 訓練開始
受託機関は初日にオリエンテーションを行う。
受講指示者はハローワークで認定変更手続きあり。
- (9) 訓練期間中
訓練及び就職支援他、浦添職業能力開発校の指示により各種報告、書類作成等を行う。
- (10) 訓練終了後
受講生全員の就職状況報告（修了後、3ヶ月後）

10 障害者に対する合理的配慮について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第五条及び第八条に基づき、障害者（同法第二条第一号の障害者をいう。）から現に社会的障壁（同法第二条第二号の社会的障壁をいう。）の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重（以下「過重な負担」という。）でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去（自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修等）の実施について必要かつ合理的な配慮をすること。なお、過重な負担となる場合は、合理的配慮の提供義務に反しないものの、他の方法で社会的障壁の除去ができないか当該障害者とともに解決策の検討に努めること。

11 訓練受講中の事故発生に備えた取扱い

訓練受講中の事故等により訓練生が負傷し、あるいは、委託先機関等の設備や顧客に損害を与える事態に備え、訓練生に対して、訓練実施中の訓練生の死亡、負傷、他人に対する損害賠償責任に対する民間保険に加入するよう勧奨すること。

12 再委託の制限等

本事業においては、委託先が委託業務の全部を一括又は分割して第三者に再委託すること、及び契約の主たる部分について再委託することを禁止する。

ただし、職場実習等を行う場合については、あらかじめ浦添職業能力開発校に再委託承認申請書を提出し、浦添職業能力開発校の書面による承認を得た場合に限り、その部分のみ再委託することができる。その場合において、委託先が本公募の参加者に業務の再委託を行うこと、再委託先が再委託業務の全部を一括又は分割して第三者に再委託することを禁止する。

また、関係会社等との取引であることのみを選定理由とした再委託は原則禁止であり、相見積り徴収の上、最低価格を提示した者を選定すること。相見積りによらない場合又は最低価格を提示した者を選定しない等の場合には選定理由を明らかにした理由書を提出し、その合理性を示すこと。

【参考 1】能開法第 28 条第 1 項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者

(職業訓練指導員免許)

第二十八条 準則訓練のうち普通職業訓練（短期課程の訓練課程で厚生労働省令が定めるものを除く。以下この項において同じ。）における職業訓練指導員は、都道府県知事の免許を受けた者（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練における職業訓練指導員にあっては、厚生労働省令で定める基準に従い当該都道府県又は市町村の条例で定める者）でなければならない。

2 前項の免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）は、厚生労働省令で定める職種ごとに行う。

【参考 2】

(1) 企画提案公募 3 (3)②-イについて

職業能力開発促進法第 30 条の 2 第 2 項の規定に該当する者

職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において「指導方法」に合格した者以外においては「48 講習」の修了者に限る。

- ① 教科に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後 1 年以上の実務の経験を有する者。
- ② 教科に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後 3 年以上の実務の経験を有する者。
- ③ 教科に関し、大学（短期大学を除く。）を卒業した者で、その後 4 年以上の実務の経験を有する者。
- ④ 教科に関し、短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後 5 年以上の実務の経験を有する者。
- ⑤ 教科に関し、職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者。
大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者等。
- ⑥ ①～⑤に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者。
実技の教科に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者で、その後 5 年以上の実務経験を有する者。

実技の教科に関し、短期課程の普通職業訓練であって総訓練時間が 700 時間以上のものを修了した者で、その後 6 年以上の実務の経験を有する者など記載されている「実務経験」とは講師としての「指導経験」とします。

(2) 公募要領 3 (3)③-アについて

受講料は無料とし、補講等においても訓練生の負担としないものとする。

また、当該補講等を実施したことにより、欠席した時間と同程度の受講が認められる場合、訓練設定時間数を上限とし、受講時間として算出して差し支えないものとする。

【参考3】オンラインでのキャリアコンサルティングの実施について

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングについては、民間教育訓練において、通所の訓練に相当する訓練効果を有すると認められるもの及び以下（１）～（４）を満たすものに限り、実施できることとします。

- (1) オンラインによる訓練は、「なりすまし」による不正受講を防止するため、訓練受講時に訓練生本人であることをWEBカメラ、個人認証ID及びパスワードの入力、メール、電話等により確認できるものを原則とすること。
- (2) オンラインによる訓練の実施に先立ち、オンライン接続等の方法を訓練生本人に説明するとともに、オンライン接続テストを行うこと。また、訓練中に通信障害等によりオンライン接続が遮断された場合に訓練生本人に迅速に連絡をとれる方法を確保し、接続の復旧に向けたアドバイス等を的確に行える体制を整備すること。
- (3) オンラインによる訓練の受講に必要な設備（パソコン等）及びインターネット接続環境（モバイルルーター等）について、委託先機関が訓練生に無償で貸与できない場合は、訓練生が自ら用意する。又は委託先機関が有償で貸与するものとし、通信費は訓練生が負担するものとする。
- (4) オンラインによる訓練の受講において必要となる設備・推奨環境（委託先機関において用意する設備等があれば、その設備等を含む。）、パソコンスキル等の内容は、訓練生募集案内等に明記するほか、受講説明会等においても説明すること。

提出先及び問い合わせ先
沖縄県立浦添職業能力開発校
TEL : 098-879-2560
FAX : 098-876-4400
担当：山根・喜納